

令和7年度 第15回市政懇談会 事前要望等回答一覧(星河地区)

No.	意見・要望等	所管課	回答
1	<p>【空き家問題について】 火災があり、そのままにしてある</p>	<p>建築開発課</p>	<p>ご意見をいただき現地にて、放置された建物を確認いたしました。 今後、建物の所有者を調査し、適切な管理が図られるよう指導を行ってまいります。</p>
2	<p>【外国人の住まいについて】 家庭ごみの出し方 自治会費の未納について</p>	<p>環境課 地域活動推進課</p>	<p>市では、「ごみ分別マニュアル」及び主な家庭ごみの分別についてイラストを用いて1枚にまとめた「ごみ分別ポスター」を日本語及び5言語（英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語）で作成・配布し、市ホームページへの掲載も行っております。また、転入された外国人には、市民課窓口で転入手続きの際にお渡ししております。</p> <p>外国人住民による集積所への不適切なごみの出し方につきましては、地区での対応が難しい場合、市から指導文書を送付しているほか、直接行為者に対する指導も行っておりますので、環境課までご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>市内に外国人住民が増加する中、日本人と同様にコミュニケーションを重ねることで、お互いの理解が進み、円滑な関係を築くことができると考えています。近年は外国人にわかりやすい日本語を使って会話をする『やさしい日本語』というコミュニケーションの手法も広まりつつあります。多文化共生社会への理解が求められている中、地域で共に生活する住人として、自治会活動に参加いただくことと併せ、自治会費に対する理解促進についても取り組んでいただけますよう、よろしくようお願いいたします。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
3	<p>①2年前から比べ10世帯減少し、72世帯で自治会を構成している。高齢化が進み役員・班長の担い手も限られて来たり、奉仕作業に手が回らなくなっている。</p> <p>近隣の太田市では若い世帯の所得制限を緩和し、市営住宅への入居を推進する取り組みを行っているようだが、市外・県外からの入居を可能にしたり、若い世帯を呼び込み自治会が存続できるように入居率を向上させて欲しい。</p> <p>②劣化による修繕費用等、入居者が負担する箇所が多いので見直しをしてほしい。入居年数が浅くても、劣化による修繕を入居者が負担するなど不満が多い。</p> <p>③団地南側の川沿いの草がすぐに伸びてしまい、見通しが悪く危険なので、草刈りの回数を増やしてほしい。</p>	営繕課	<p>①市営住宅は、公営住宅法に基づき税金によって建設された住宅です。経済的な事情が原因で住宅に困窮されている方に低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に役立てることを目的としています。</p> <p>入居にあたっては所得制限を設け、真に住宅にお困りの方が優先的に入居できるよう配慮するとともに、比較的若い年齢層にあたる子育て世帯や多子世帯につきましても、所得制限を緩和し入居し易くなるような募集を行っております。なお、市内在勤の方は、現住所が市外であっても入居申し込みが可能です。</p> <p>今後とも、市報ぎょうだや市ホームページを通じて、市営住宅の入居者募集情報を広く周知し、入居率の向上に努めてまいります。</p> <p>②市営住宅は、市民の貴重な財産であるため、公営住宅法や行田市市営住宅条例等において、入居者は市営住宅の維持保全に十分注意を払うことが義務付けられており、修繕についても一定の費用を負担していただくこととなっております。なお、新たに入居していただく際には、入居時に設備等に不具合がある場合は、埼玉県住宅供給公社の負担で修繕を行っております。</p> <p>③団地南側の河川（星川）の除草につきましては、1回目の除草を6月から7月に、2回目の除草は9月から10月に河川管理者である埼玉県行田県土整備事務所が委託発注し、年2回実施しております。</p> <p>また、市道の除草につきましては、市民の皆様からの通報や道路パトロール等により現地を確認し、必要に応じて業者に委託しておりますが、道路や水路に雑草が繁茂する時期は、毎年、市民の皆様から多くの除草要望が集中するため、除草作業実施までに不測の日数を要しております。</p> <p>現時点で、草刈りの回数を増やすことは困難ですが、見通しが悪く危険な箇所については、埼玉県行田県土整備事務所と協議し現地を確認したうえで、部分的に除草をしております。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
4	北小学校北側の酒巻導水路にかかる3-9号橋は、令和7年度に撤去される予定と、前年度に説明があったが、今年度中に撤去されるのか。	道路治水課	<p>橋りょうの撤去や修繕、架換えについては、昨年度策定した「行田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき実施しております。</p> <p>3-9号橋につきましては、令和9年度に実施設計、令和11年度に撤去工事を予定しております。</p>
5	義務教育学校（小中一貫）の設置について、説明会に参加したが実際にはかなり難しいことと感じている。さらに具体的な場所、経費等、検討説明が必要と思う。	教育総務課	<p>児童生徒数の減少により、学校規模が小さくなることに伴い、教育活動を行う上で支障が生じています。そのため、一定の学校規模を確保し、より良い教育環境と質の高い教育を実現するため、3校の義務教育学校に再編することを目指しています。</p> <p>再編計画〈個別編〉では、各ブロックにおける新校の候補地や新校開校に向けた目標スケジュールを示しており、最終的な敷地の選定や整備方法につきましては、今後、基本構想で定めることとしています。併せて、概算費用等についても検討していきます。</p> <p>基本構想案の作成に当たっては、保護者や地域の方などとのワークショップ実施を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
6	ごみに関して、ルールを守らないケースが多くあり、特に粗大ごみでは出してはいけない物が出されるケースがあり、自治会外からも持ってきている可能性があり、何も対応できないのが現状である。せめて、粗大ごみの所だけでも防犯カメラを設置し、少しでも注意喚起できればと思う。防犯カメラの設置費用の負担をお願いしたい。	環境課	<p>ごみ出しルールが守られないケースがしばしばあることは市でも把握しており、ご要望に応じて市で注意喚起の掲示物の作成・配布を行う等、取り組んでいるものの、その対応に苦慮しております。防犯カメラの設置に関しましては、他の地区からもお問い合わせいただくことがございますが、地区衛生協力会交付金の活用をご検討くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、実際の設置にあたっては、プライバシーへの配慮等にご留意くださいますようお願いいたします。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
7	<p>高齢化や高齢でも仕事をしている人が多く、民生委員の選考が厳しくなっているのが現状で、誰でも良いというわけでもないのに、市で選んでいただけると有難い。</p>	<p>地域共生社会推進課</p>	<p>民生委員の選考につきましては、民生委員活動に対する負担感や高齢者の就労率の上昇などにより、担い手が不足し、年々、厳しい状況に置かれていると認識しております。</p> <p>しかしながら、選任に当たっては、地域の実情に精通し、地域住民の信頼を得ている方を選出いただくことが不可欠であるため、自治会長の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。市といたしましても、選考に関する負担軽減に向け、個別相談の対応をしておりますので、必要に応じ地域共生社会推進課までご連絡ください。</p> <p>今後、民生委員の皆様からご意見を伺いながら、負担となっている活動の見直しを行うなど、担い手不足の解消を図ってまいります。</p>
8	<p>埼玉県団体の行田支部として活動している。埼玉県産の米を使った料理や、郷土料理として昨年はゼリーフライ、今年は古代米カレーを作り県内の市町村に広めている。</p> <p>食材を使うので、食品の価格高騰に苦慮している。</p>	<p>健康課</p>	<p>市の郷土料理を広めるため、様々な活動をしていただきありがとうございます。</p> <p>食材の高騰によって今後の活動に支障が生じないよう、会の運営について市へ相談していただき、比較的安価で購入できる食材を紹介するなどの方法により、引き続き活動を支援してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
9	<p>【日本遺産構成資産にも認定されているヴェールカフェでのイベント等の開催について】</p> <p>以前、年に数回ミニコンサート、催し物等が開催されていたことがあったが、現在はどのようになっているか。</p> <p>また、今後イベントを開催する計画があるか。更に魅力あるカフェにするためにも、ミニコンサート等の開催をぜひお願いしたい。</p>	文化財保護課	<p>ヴェールカフェにつきましては、令和元年度からカフェ営業と並行して「Théâtre Vert(テアトル ヴェール)」という文化芸術関係のイベントを随時開催していましたが、令和2年度以降、コロナ禍や運営形態の変更等により開催を休止しております。</p> <p>今後におけるミニコンサート等の開催につきましては、本市における文化芸術の振興を図るとともに、旧忍町信用組合店舗の魅力を広くアピールするために、建物前のスペースを活用するなど、カフェ営業と両立した形での開催を主体に、建物公開業務を委託している一般社団法人行田おもてなし観光局と協議し、検討してまいります。</p>
10	<p>【地域公民館の利用について】</p> <p>現在公民館では、12時～13時、17時～18時の時間帯は利用できない時間となっている。部屋が借りられないので、特別な事情がある時だけは利用できるように考えていただくと助かる。例えば、コンサート等終了からスムーズに親睦会ができるよう、17時からの利用を検討していただきたい。</p>	中央公民館	<p>各地域公民館の利用区分は、午前・午後・夜間となっており、ご指摘の時間帯の単独での利用はできませんが、「午前と午後」または「午後と夜間」など利用区分をまたいでご利用いただく場合には、続けて利用することが可能ですので、今後のご利用の際にご検討ください。</p>
11	<p>道の駅計画はどうなったか。地元産業の発展につながる。</p>	企業誘致課	<p>道の駅につきましては、これまで整備実現に向けて調整してまいりましたが、当初の整備予定地域における農地開発などの課題により、まとまった土地の確保が難しいことから、現在は整備計画を一度ゼロベースに戻しております。</p> <p>整備スケジュールについては未定ですが、様々な課題を総合的に勘案し、今後の施策を検討してまいります。</p>